

緑の風 FAX版



NO. 41 2020年11月21日 JR東労組

JR 東労組ホームページ

本部は、第8回中央執行委員会（2020.11.21）を開催し、JR 東労組規約第34条1項（6）「その他組合にとって重要と判断した事項の処理」に基づき、以下の通り決定しました。

中央本部指令第22号を発出

第8回中央執行委員会(2020.11.21)での決定事項での『元JR東労組高崎地本組合員から突如として送られてきた加入届と現金の取扱い』について

11月18日、突如として中央本部に元JR東労組高崎地本組合員4名からJR東労組加入届と現金が送られてきた。JR東労組は再加入を拒むものではないが、その中にひがし労の取り組みに参加し、ひがし労の組織拡大に向けた実践を記した文書に名前を連ねていた者がいる。何故そのような者が理由も述べずに、4名同時に突然中央本部に加入届を一方向的に送り付けてきたのか、その真意を確かめる事抜きに再加入とはならない。

再加入によって団結を乱される可能性が払拭出来ない以上、JR東労組の自主性、独自性を守る為にも、JR東労組への加入を拒否する。

このような事態が発生した事を受け、高崎地本の組織運営を行っている中央本部としては、高崎地本の再加入希望者に対しては面談を行う。

各地方本部は、各級機関および全組合員に本指令を周知徹底されたい。

**このような事態があったので、
JR東労組高崎地本においては、
団結を乱される可能性があるため
自主性・独自性を守るために
再加入希望者には面談を行います!**

